

浄化槽工事業者関係の手続き

手続きの種類	提出書類	経 由	提出先	提出部数	その他
1. 現場打ちの浄化槽を設置する場合に、 県土木部建築課の構造審査を受けようとするとき	①浄化槽構造審査願 (別記第2号様式) ②浄化槽構造審査通知書 (別記第3号様式)		・県土木部建築課	2	必要図書を添付して提出する
2. 浄化槽工事が完了したとき	浄化槽工事完了報告書 (別記第10号様式)		地域振興局建設部 又は建築主事を置く市	1	工事完了後7日以内に提出する
3. 次に掲げる事項に変更があったとき (登録浄化槽工事業者) (1) 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあってはその役員の氏名 (4) 営業所ごとの浄化槽設備士の氏名 及び浄化槽設備士免状の交付番号	浄化槽工事登録事項変更届出書 (建設省令別記様式第7号)		・県土木部監理課 建設業許可係	3	変更の日から30日以内に提出する
4. 次に掲げる事項に変更があったとき (特例浄化槽工事業者) (1) 氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあってはその役員の氏名 (4) 営業所ごとの浄化槽設備士の氏名 及び浄化槽設備士免状の交付番号	特例浄化槽工事業者 届出事項変更届出書 (建設省令別記様式第12号)		・県土木部監理課 建設業許可係	3	変更の日から30日以内に提出する
5. 浄化槽工事業を廃業しようとするとき (登録浄化槽工事業者)	浄化槽工事業廃業等届出書 (別記第4号様式)		・県土木部監理課 建設業許可係	3	30日以内に提出する
6. 浄化槽工事業を廃業しようとするとき (特例浄化槽工事業者)	特例浄化槽工事業廃業届出書 (別記第5号様式)		・県土木部監理課 建設業許可係	3	30日以内に提出する